

みどりの活動の レベルアップを支援！

みどりの活動に取り組む団体がレベルアップに励むための費用の一部を枚方市が援助します。



対象者 市内で緑化活動に取り組む5名以上の団体

支援率 対象経費の2分の1（最大2万円まで）



◎講習会の開催費用

花と緑の学びの場となる講習会等の講師費用を支援します。

◎専門家の派遣費用

みどりの専門家を派遣するための費用を支援します。

◎資料等の購入費用

みどりの知識を深めるための資料等の費用を支援します。

※上限等の詳細については裏面へ。

■ お問い合わせ 枚方市 土木部 公園みどり課
〒573-0023 枚方市東田宮1丁目2番1号（市役所中部別館）

☎ 072-841-1404 FAX 072-841-3830

✉ kouenmidori@city.hirakata.osaka.jp

こちらからホームページを
ご確認ください。 →



支援目的

緑化活動の継続や質の向上、また市民がみどりの効果を楽しむことができる環境づくりを推進していただくため。

対象者

市内で緑化活動に取り組む **5名以上** の団体。
※市内在住、在職、在学している者が1人以上含まれていること。

◎支援メニュー

補助対象行為	補助金の対象となる費用	補助金の額
みどりの活動のレベルアップを目的とした 講習の受講 （複数講座可）	外部講師に支払う謝金	合計額の 2分の1 と 2万円 のいずれか少ない額
	講習会場の使用料	
みどりの活動の指導や緑化活動団体の運営等を助言する 専門家の派遣	専門家に支払う謝金	合計額の 2分の1 と 2万円 のいずれか少ない額
	専門家に支払う交通費	
みどりの活動のレベルアップを目的とした 施設見学 や 資料購入	施設入場料（1回のみ） ※ 入場料 × 人数 （最大6千円）（5人まで）	合計額の 2分の1 と 1万5千円 のいずれか少ない額
	資料の購入代金	

Q. どうすれば支援が受けられますか？

A. まずは市にご相談ください。



◎申請するときの注意点

- ・1団体につき、年に1度のみ申請することができます。既に当該年度に申請している団体及びその団体により構成されていると認められる団体は申請することができません。
- ・講習等で参加費を徴収する場合は、営利目的でない場合に限られます。
- ・補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額で申請してください。

◎補助金交付の手続きの流れ

1) 交付申請書（様式第1号）を提出

実施前に経費の内訳が記載されている見積書等を添付し、提出してください。

▼市から交付決定通知書(20日以内)が届く

補助対象行為が完了

2) 実績報告書（様式第4号）を提出

- ①経費が明記された領収書の写し
- ②補助対象行為の確認ができる写真等を添付し、年度内に必ず提出してください。

▼市から確定通知書が届く

3) 請求書（様式第6号）を提出

銀行振込にて補助金交付（30日以内）